

## ぐんま国際教育財団奨学金（学外）

自身の将来の夢や目的を実現するために海外で知識や経験を身につけたいと希望する群馬県内の大学および短期大学に在籍する学生に対し、「ぐんま国際教育財団」が、その海外留学費用の一部を給付する奨学金です。

### ●種類・給付額・給付方法・返還

種類	給付額	給付方法	返還
一般留学	600,000 円	給付	不要
研修留学	300,000 円	給付	不要

※他の奨学金を受給していたり、特待生が継続している場合でも、この奨学金を受給することができます。その場合この奨学金の給付額は奨学金受給の上限額の積算には含まれません。

### ●各種別の説明

#### 1. 一般留学

- 概要：海外の大学等において、正規の授業科目を履修することを目的とする留学（志願者の在籍大学との交換留学を含む。）に参加する学生に給付されます。留学期間は原則として3カ月以上1年未満。
- 対象：本学の英語圏留学Ⅳまたは英語圏留学Ⅴに該当する留学プログラムに参加する者のうち英語コースが選考した者で、次に該当し、かつ生活態度・学業成績が良好な学生です。
  - 群馬県内の4年制大学もしくは短期大学に在籍する学生。ただし、留学終了時も在籍する者に限る。
  - 日本国籍ないし日本永住権を有する日本在住者／応募時の年齢が満30歳未満の者。
  - 留学先の国の言語に関して一定以上の実力を有する者／受入先での活動に耐えうる心身共に健康な者
  - 留学終了後に規定の報告書類を提出できる者
- 採用者数：群馬県全域で5名程度
- 応募方法：応募書類一式を、大学の窓口を通じて当財団宛に提出します。
  - 当留学奨学金の応募は、一般留学と研修留学を合わせて1校あたり3名以内の応募とします。
- 応募書類：
  - 申請書（所定用紙）／留学・研修計画書（所定用紙）
  - 自己推薦書（所定用紙）／学校推薦書（所定用紙）／在学（在籍）証明書／成績証明書
  - 留学先受入承諾書
  - 受入先で使用する言語の語学能力を証明する書類（例：英検、TOEIC、TOEFL等の成績証明書等）
- 選考方法：当財団の選考委員会における一次選考（書類選考）後、二次選考（面接）。
- 留学終了後の義務：留学終了後30日以内に、以下の書類を提出してください。
  - 留学報告書（所定用紙）／留学先が発行した成績証明書（出席証明書を含む）
  - 航空運賃および留学先大学等の授業料の領収書等

#### 2. 研修留学

- 概要：海外の各種機関において実務的な技能、経験、知識を身につけることを目的とする以下の留学。留学期間は原則として3週間以上1年未満。
  - 語学研修：外国の語学学校等における語学学習を目的とする留学。／専門技能研修：専門学校や各種機関において、より高度な専門技能を習得することを目的とする留学。／社会体験研修：国際社会貢献を目的とするボランティア活動やインターンシップ研修等、社会体験を目的とする留学。
- 対象：本学の英語圏留学Ⅳまたは英語圏留学Ⅴに該当する留学プログラムに参加する者のうち英語コースが選考した者で、次に該当し、かつ生活態度・学業成績が良好な学生です。
  - 群馬県内の4年制大学もしくは短期大学に在籍する学生。ただし、留学終了時も在籍する者に限る。
  - 日本国籍ないし日本永住権を有する日本在住者／応募時の年齢が満30歳未満の者。
  - 留学先の言語に関して、留学により成果を期待し得るに足る語学力を有する者／受入先での活動に耐えうる心身共に健康な者。
  - 留学終了後に規定の報告書類を提出できる者
- 採用者数：群馬県全域で10名程度
- 応募方法：応募書類一式を、大学の窓口を通じて当財団宛に提出します。
  - 当留学奨学金の応募は、一般留学と研修留学を合わせて1校あたり3名以内の応募とします。
- 応募書類：
  - 申請書（所定用紙）／留学・研修計画書（所定用紙）
  - 自己推薦書（所定用紙）／学校推薦書（所定用紙）／在学（在籍）証明書
  - 留学先受入承諾書
- 選考方法：一般留学と同じ。
- 留学終了後の義務：一般留学と同じ。